

# 小規模企業者等設備貸与事業について

小規模企業者等は、創業や経営の革新を図るために必要な設備を導入しようとする場合、大企業や中堅企業と比較して一般的に資金調達に苦慮しているという実態にあります。

このため、このような小規模企業者等の創業又は経営の革新に必要な設備導入の促進を図ることを目的として、小規模企業者等設備貸与事業が設けられており、割賦販売及びリースの二つの形態による事業を各道府県の機関において実施しています。

本事業の概要と事業を実施している道府県の実施機関は、下表(P5)のとおりです。

なお、利用される企業者の従業員数等によりご利用条件が異なりますので、実施機関にお問い合わせ下さい。

事業を実施している道府県内に所在する小規模企業者等の方が利用することができます。

## ＜事業の概要＞

設備 貸 与 事 業		
	割賦販売	リース
対象となる方	小規模企業者等（従業員数50人以下の企業）（注1） 又は 創業者（注2） (従業員数により条件等が異なります。)	
ご利用限度額	1億円	
利率等	利率等については、貴社が所在する道府県の実施機関にお問い合わせ下さい。（利率等は、実施機関によって異なります。）	
返済期間	10年以内	
担保・保証人	担保、保証人が必要となる場合があります。	

注1 小規模企業者等とは、次に掲げる者をいいます。

- 小規模企業者（常時使用する従業員数が20人（商業又はサービス業（宿泊業・娯楽業を除く）の場合は5人）以下の事業者）
- 常時使用する従業員数が50人以下の会社及び個人（小規模企業者を除く）のうち次の要件を満たすもの

\*銀行法第2条第1項に規定する銀行（信用金庫、信用組合、農協、漁協を除く）、日本政策金融公庫（旧国民生活金融公庫に係る資金を除く）、商工組合中央金庫及び日本政策投資銀行からの借入金残高が4.2億円以下であること。

\*直近3事業年度の経常利益の平均額が3,500万円以下であること。

\*大企業からの出資等の割合が単独で3分の1を超えていないこと。

注2 創業者とは、次に掲げる者のうち小規模企業者等に該当する者をいいます。

- a. 事業を営んでいない個人であって、1月以内に新たに事業を開始する具体的な計画を有するもの
- b. 事業を営んでいない個人であって、2月以内に、新たに会社を設立し、かつ、当該新たに設立された会社が事業を開始する具体的な計画を有するもの
- c. 新たに事業を開始した個人（当該事業を開始した日前に事業を営んでいなかったものに限る。）であって、事業を開始した日以後5年を経過していないもの
- d. 新たに設立された会社（当該設立の日前に事業を営んでいなかった個人により設立されたものに限る。）であって、その設立の日以後5年を経過していないもの

## [ 小規模企業者等設備貸与事業の詳細内容について ]

小規模企業者等設備貸与事業は、小規模企業者等の方が創業及び経営の革新のために必要とする設備について、実施機関が事業利用者の方に代わって設備を購入し、事業利用者の方に設備の貸与（割賦販売・リース）を行うものです。その内容は次のとおりです。

### 1. 対象者

(1) 対象者は、以下のア～ウに該当する者。

#### ① 小規模企業者等

経営の革新に取り組む以下の（ア）又は（イ）のいずれかに該当する者。

ア. 常時使用する従業員の数が20人（商業又はサービス業（宿泊業・娯楽業を除く）に属する事業を主たる事業として営む者にあっては、5人）以下の事業者。

イ. 小規模企業者以外の中小企業者であって、常時使用する従業員の数が50人以下の事業者であるもののうち、以下の基準のいずれにも該当する者

#### [基準]

a 金融機関からの借入金残高の合計額が4億2千万円以下であること。

b 事業を開始した日以後3年を経過している事業者にあっては、直近3年間の各事業年度の経常利益の平均が3,500万円以下であること。

c 会社である事業者については、発行株式等の総数の1/3を超える数を大企業が単独で所有するものでないこと。

## ＜備考＞

「経営の革新」とは、新商品の開発又は生産、新役務の開発又は提供、商品の新たな生産又は販売の方式の導入、役務の新たな提供の方式の導入、新たな経営管理方法の導入その他の新たな事業活動を行うことにより、その経営の相当程度の向上を図ることをいい、具体的には、付加価値額と経常利益の両方の向上について以下の数値を基準として判断します。なお、以下の数値は制度利用の申込にあたって目標とする数値です。

### [付加価値額の向上]

付加価値額又は従業員一人当たりの付加価値額のいずれかについて、その増加率が5年間で15%、4年間で12%、3年間で9%以上と見込まれること。

付加価値額とは、「営業利益」、「人件費」、「減価償却費」の合計額をいいます。

### [経常利益の向上]

経常利益について、その増加率が5年間で5%、4年間で4%、3年間で3%以上と見込まれること。

この場合における経常利益とは、「営業利益」から「営業外費用」を差し引いた額をいいます。

## ② 創業者

以下のアからエのいずれかに該当する者。

なお、ア及びイに掲げる者にあっては小規模企業者等となることが見込まれる者であること、ウ及びエに掲げる者にあっては小規模企業者に限ります。

ア. 事業を営んでいない個人であって、1月以内に新たに事業を開業する具体的計画を有するもの

イ. 事業を営んでいない個人であって、2月以内に新たに会社を設立し、かつ、当該会社が事業を開始する具体的な計画を有するもの

ウ. 新たに事業を開始した個人であって、事業を開始した日以後5年を経過していないもの

エ. 新たに設立された会社であって、その設立の日以後5年を経過していないもの

③ 次に掲げる業種に属する事業の用に供する設備については、制度利用ができません。

ア. 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗特殊営業に該当する業種その他公然の秩序又は善良の風俗を害する観点から対象とすることが適当でないと認められる業種

イ. アに掲げるもののほか、特別の理由により対象とすることが適当でないと道府県知事が認める業種

## 2. 利用限度額・対象設備

- (1) 利用限度額は、設備貸与の対象者に当該事業年度中において設備貸与を行う設備の価格の合計額が原則として100万円以上1億円以下です。なお、1億円を超える場合は、その超える部分を前納金として納付していただきます。
- (2) 割賦販売を受ける者の申出により、設備貸与の限度額以内の設備価格であっても、その一部を内入れ金として納付することができます。この場合において、その内入れ金の限度額は設備価格の50%以内です。
- (3) 対象設備は、以下のとおりです。
- ① 小規模企業者等の場合  
小規模企業者等の事業の用に供する設備又はプログラムであって、当該設備を導入することにより付加価値額若しくは従業員一人当たりの付加価値額の増加率が5年間で15%、4年間で12%、3年間で9%以上、経常利益については、その増加率が5年間で5%、4年間で4%、3年間で3%以上と見込まれる設備が対象となります。
  - ② 創業者の場合  
創業者の事業の用に供する設備又はプログラムであって、その事業を行うために必要があると認められる設備が対象となります。
  - ③ 対象外の設備
    - ア. 土地、建物、及び物品賃貸業における賃貸用の物品等のうち、主としてその者の管理下に置かれていらない状態で使用されるもの。
    - イ. その他特別の理由により対象とすることが適当でないと道府県知事が認める設備。

## 3. 割賦・リース料

割賦に関する賦払割賦料は、貸与設備の購入価格について据置期間1年以内の半年賦又は月賦により支払い、賦払期間中は貸与設備の購入価格の未払相当額（残債）に対して割賦損料（支払利息）を加算して支払うこととなります。

リースに関するリース料は、リース期間中貸与設備の購入価格に対してリース期間ごとに定めた月額リース料率（1～3%程度）を乗じて得た金額を支払うことになります。

## 4. 割賦・リース期間

割賦に関する賦払期間は、3年以上10年以内の範囲で貸与設備の耐用年数により定まることになります。

リースに関するリース期間は、3年以上10年以内の範囲で貸与設備の耐用年数により定まることになります。

## 5. 担保・保証人及び保証金

### (1) 担保・保証人

原則として無担保ですが、高額な設備については担保が必要な場合があります。  
保証人が必要な場合は、「経営者保証に関するガイドライン」に則って行います。

### (2) 保証金

割賦を利用される場合、利用時に保証金が必要となることがあります。  
リースを利用される場合は、保証金は必要ありません。

## 6. 申請手続等

各道府県の実施機関において申請の受付を行い、書類調査及び実地調査等を実施したうえで利用の決定が行われます。各道府県の実施機関の申込先は下表を参照してください。

実施機関（申込先）

道府県名	実 施 機 関 名		電 話 番 号
北海道	(公財)	北海道中小企業総合支援センター	011-232-2404
宮城県	(公財)	み や ぎ 産 業 振 興 機 構	022-225-6636
山形県	(公財)	山 形 県 企 業 振 興 公 社	023-647-0661
神奈川県	(公財)	神 奈 川 产 業 振 興 セン タ ー	045-633-5066
新潟県	(公財)	に い が た 产 業 創 造 機 構	025-246-0052
山梨県	(公財)	や ま な し 产 業 支 援 機 構	055-243-1888
愛知県	(公財)	あ い ち 产 業 振 興 機 構	052-715-3067
奈良県	(公財)	奈 良 県 地 域 产 業 振 興 セン タ ー	0742-36-8311
大阪府	(公財)	大 阪 产 業 振 興 機 構	06-6947-4345
兵庫県	(公財)	ひ ょ う ご 产 業 活 性 化 セン タ ー	078-977-9086
岡山県	(公財)	岡 山 県 产 業 振 興 财 团	086-286-9697
山口県	(公財)	や ま ぐ ち 产 業 振 興 财 团	083-922-3700

## 7. 小規模企業者等設備貸与事業の体系図（令和5年4月現在）

小規模企業者等設備貸与事業は、独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成14年法律第147号）第15条第1項第3号イ（「創業又は中小企業の経営の革新を支援する事業を行う者に対し、当該事業を行うのに必要な資金の貸付けを行うこと。」）に基づき、小規模企業者等に対して、創業又は経営の革新を図るために必要な設備の導入を支援する事業です。

